

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 19日

山梨県知事

殿

提出者

住所 山梨県富士吉田市上吉田東七丁目11番1号

氏名 国民健康保険 富士吉田市立病院
開設者 富士吉田市長 堀内 茂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0555-22-4111 (2213)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

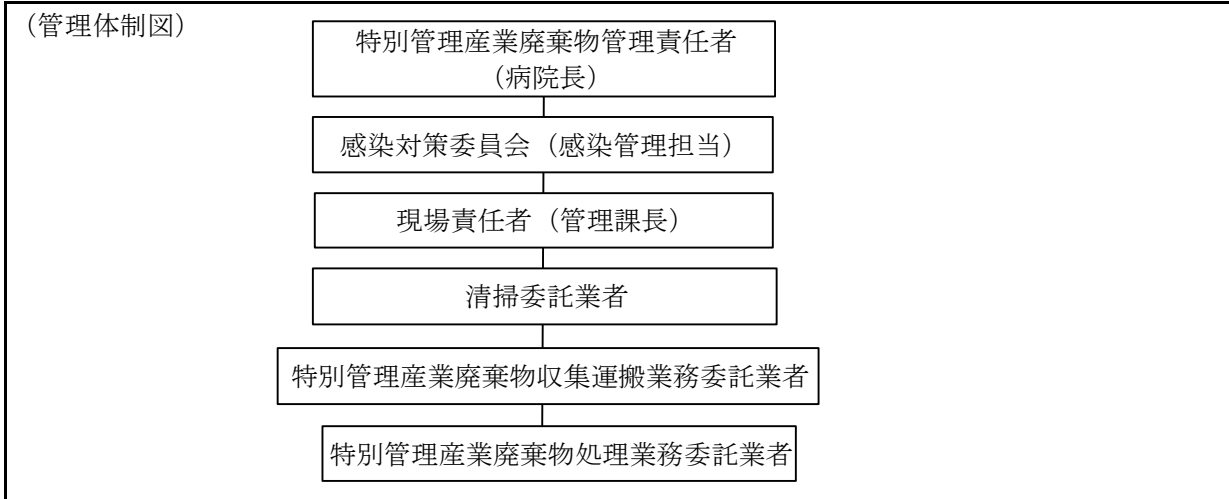
事業場の名称	国民健康保険 富士吉田市立病院
事業場の所在地	山梨県富士吉田市上吉田東七丁目11番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数 310床
③ 従業員数	484人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内で発生した特別管理産業廃棄物(以下「特管物」)を、清掃請負業者が飛散及び流出しないよう密閉された容器に収納されていることを確認した上で収集し、管理者が指定する特定の保管場所へ運搬した後、施錠保管を行う。 施錠保管した特管物は、定期的に廃掃法に基づく許可を受けた特管物収集運搬業務委託業者が中間処理施設まで収集運搬を行う。 処理については、特管物処理業務委託業者と委託契約を締結し、処理を行う。 電子マネIFESTにて情報処理を実施している。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	91.910 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 院内で感染予防や安全性に配慮した資源の有効利用を検討している。 ・ 院内で発生する廃棄物の処理方法、留意事項等について教育を行っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	91 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 安全性を考慮した上での診療材料の適正使用、廃棄物の分別作業に関する教育を徹底し、廃棄物量の発生抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染性廃棄物処理マニュアルに準じた分別を実施している。 ・ 特別管理産業廃棄物の分別表の院内掲示、分別の周知並びに教育を行い、分別の徹底を図り、感染性廃棄物への混入防止に努めている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 院内への周知及び掲示内容の随時見直し、強化を行う分別の徹底を図っていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	91.91 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	91.91 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 関係法令等に基づき適正に処理が行える業者、山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョンより、優良な処理業者の活用促進等を掲げていることから、これらに準じて格付けの高い業者を選定する等、信頼性の高い業者を選定している。適切な処理が行われているか等について、電子マニフェストを用いて随時確認を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	91	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	91	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t
	<p>(今後実施する予定の取組) 前年度の取組み内容等を継続して行う。 電子マニフェストを更に有効活用していく。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	91.91 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストを扱う職員の更なる知識習熟等を図るべく、定期的に操作及び入力研修等を実施していく。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。